

## 北里大学大学院理学研究科課程博士の学位に関する取扱い内規

平成12年1月25日制定  
平成15年11月18日改正  
平成16年3月2日改正  
平成19年2月20日改正  
平成21年10月20日改正  
平成25年11月19日改正  
平成27年10月20日改正  
平成28年1月19日改正  
平成29年10月17日改正

(趣旨)

第1条 北里大学大学院理学研究科(以下「本研究科」という。)の課程博士における学位に関する取扱いは、関係規程に定めるもののほか、この取扱い内規による。

ただし、研究科委員会は、必要に応じ特例を定めることができる。

(学位申請及び申請条件)

第2条 当該年度内に学位の授与を申請する者は、次の条件を満たさなければならない。

(1) 学位論文中間発表会において学位論文の内容を発表していること。

なお、中間発表会実施に係る詳細は、研究科委員会において定める。

(2) 論文題目を12月上旬までに提出していること。

(3) 研究科長が指定する研究倫理教育プログラムを受講し、修了していること。

2 学位申請にあたり、提出論文内容の少なくとも一部分は、掲載の可否が審査によって決定される欧文誌に掲載されるか、又は掲載が決定されており、この内少なくとも1報は第1著者であることとする。

(学位申請に係る提出書類)

第3条 学位の授与を申請する者は、次の各号に定める書類を1月中旬までに提出しなければならない。

(1) 学位申請書(所定用紙)1通

(2) 学位論文 3通(正1通、副(写し可)2通)

(A4版洋白紙を用い、黒インク横書又は印書)

(3) 論文要旨 1通

(4) 論文目録 1通

(5) 掲載欧文誌の論文別刷 1通

なお、別刷の提出が間に合わない場合には、掲載証明書又はそれに代わるものを添付することとする。

(6) 指導教授の所見書(所定用紙)1通

(7) 履歴書(所定用紙)1通

(8) 戸籍抄本 1通

(9) 同意書(所定用紙…共同研究の場合)1通

(10) 北里大学リポジトリ公開許諾・登録申請書 1通

2 上記書類の他、学位規程第7条第2項により資料の提出を求めることができる。

3 提出期限後に提出された学位論文については、年度内の審査は行わない。

(審査委員会)

第4条 北里大学学位規程（以下「学位規程」という。）第7条により提出された学位論文に関する審査委員会の委員は、研究科委員会において選出する。

2 審査委員会は、主査1人、副査2人以上の3人以上をもって構成する。

3 指導教員は、原則として審査委員会の委員にはならないものとする。

ただし、当該分野が特殊である等の事情により、学位論文審査に支障があると研究科委員会が認めるときは、この限りではない。

4 研究科委員会は、学位規程第9条第3項の規定に基づき、審査について必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等をもって委員に充てることができる。

5 研究科委員会は、審査委員の氏名を公開するものとする。

（最終試験及び審査報告）

第5条 審査委員会は、学位論文公開発表会の後、当該論文の内容及び関連事項について、申請者から口頭あるいは筆答試験により最終試験を行う。

2 審査委員会は、学位規程第9条により次の各号に定める報告書を作成し、委員全員の承認を得て研究科委員会に提出しなければならない。

(1) 最終試験結果報告書（所定用紙）

(2) 論文審査報告書（所定用紙）

（判定）

第6条 学位規程第11条に基づく学位論文及び最終試験の合否判定は、2月下旬に実施する。

（学位論文の提出）

第7条 学位を授与された者は、学位論文を製本し、速やかに提出しなければならない。

また、学位規程第13条及び第14条の規定に基づき、インターネットの利用により論文要旨及び論文全文を公表するため、併せてデータを提出しなければならない。

（論文要旨等の公表）

第8条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第9条 学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

（やむを得ない事由の取り扱い）

第10条 学位論文をインターネット上で公表するのにやむを得ない事由がある場合は、公表延期申請書、または非公表申請書を提出し、本研究科長の了承を得た後、学長の承認を受けて、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

2 前項の規定による要約は、論文の全体がわかるものとし、できる限り多くの本文を公表するものとする。

（公表の方法）

第10条の2 第8条、第9条及び第10条に規定するインターネットによる公表は、原則として「北里大学リポジトリ」の利用により行うものとする。

（満期退学者の取扱い）

第11条 学位規程第4条第1項第4号による学位論文提出の資格を有して退学した者については、北里大学大学院理学研究科論文博士の学位に関する取扱内規に準ずる。

（改廃）

第12条 本内規の改廃は、本研究科運営委員会の議を経て、研究科委員会の承認を得る。

附 則

この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

【平成 11 年度第 10 回基礎生命科学研究科委員会 (H12. 1. 25) 承認】

附 則

この内規は、平成 15 年 11 月 18 日から施行する。

ただし、平成 16 年度入学者から適用する。

【平成 15 年度第 8 回基礎生命科学研究科委員会 (H15. 11. 18) 承認】

【平成 15 年度第 13 回基礎生命科学研究科委員会 (H16. 3. 2) 承認】

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

【平成 18 年度第 13 回基礎生命科学研究科委員会 (H19. 2. 20) 承認】

附 則

この内規は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

ただし、平成 21 年度入学生から適用する。

【平成 21 年度第 8 回理学研究科委員会 (H21. 10. 20) 承認】

附 則

この内規は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

【平成 25 年度第 10 回理学研究科委員会 (H25. 11. 19) 承認】

附 則

1 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度在学生から適用する。

【平成 27 年度第 7 回理学研究科委員会 (H27. 11. 10) 承認】

附 則

1 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年度在学生から適用する。

【平成 27 年度第 14 回理学研究科委員会 (H28. 1. 19) 承認】

附 則 (北学総第 29-07031 号)

(施行期日)

この内規は、平成 29 年 10 月 17 日から施行する。

【平成 29 年度第 9 回理学研究科委員会 (H29. 10. 17) 承認】